

(4) 中央社会保険医療協議会に主な施設基準の届出状況が報告されました

- ▷ 平成24年11月14日に開催された中央社会保険医療協議会総会（第233回）に「主な施設基準の届出状況等」が報告されました。厚生労働省は、毎年7月1日現在での主な施設基準の届出状況をまとめ、中央社会保険医療協議会総会に報告しています。今回報告されたのは平成23年7月1日現在での全国の主な施設基準の届出状況で、参考数値として平成21年と平成22年（ともに7月1日現在）の届出数値も掲載されています。
- ▷ 今回明らかになったのは、平成22年度診療報酬改定で新設または継続された診療報酬改定に係わる施設基準の届出状況を集計した数字です。平成22年度診療報酬改定では「医療安全対策加算1」「医療安全対策加算2」「感染防止対策加算」の3種類の加算が新設されました。しかし、この施設基準の届出状況のデータには、『医療安全対策加算＝2,861施設』という集計結果しか記載されていません。つまり、感染防止対策加算の届出施設数は記載されていませんし、医療安全対策加算は合算として表記されているために、医療安全対策加算1と医療安全対策加算2の届出施設数がそれぞれいくつであったのかもわからないものになっています。
- ▷ 関係者が今知りたいデータは、平成24年度診療報酬改定で新設された「感染防止対策加算1」「感染防止対策加算2」「感染防止対策地域連携加算」の届出施設数がいくつなのかということだろうと思われます。その意味では、ひとつ前の診療報酬改定に係る平成23年7月1日現在の施設基準の届出数が今頃公表されても、あまり有益な情報とはいえないかもしれません。24年度診療報酬改定による上記3種類の施設基準の届出状況が、平成24年7月1日現在のデータとして中央社会保険医療協議会に報告されるのは、平成25年の11月頃になるわけです。集計データが遅れて公表されるのは当たり前のことではありますが、約1年前のデータが今頃公表されるのは、いかにも遅いという印象です。診療報酬改定の谷間の年であればまだしも、診療報酬改定年で、しかも加算が新設された年であればなおのこと、関係者の関心は新しい出来事の方に移っているわけで、厚生労働省の施設基準の届出状況のデータの集計のあり方とその公表の方法については、見直しの時期にきているようにも思われます。
- ▷ というのは、現在は施設基準の届出先は各地の地方厚生(支)局となっており、各地方厚生(支)局のホームページには施設基準の届出施設が医療施設単位で公表されているからです。しかも、厚生労働省が中央社会保険医療協議会に報告している届出数のデータは、各地方厚生(支)局がまとめた数字を集計したものでもあるからです。つまり、各地方厚生(支)局段階で施設基準の届出数が同一の期日で集計され、ホームページ上に公表されれば、一年遅れの数値が公表されるという現在の状況は一気に解消されることになります。
- ▷ なお、以下に平成18年～平成23年までの6年間の施設基準の届出数と届出率などを編集部で一覧表の形にまとめましたので、参考にいただければと思います。

■医療安全対策加算の施設基準の届出数および届出率の推移

(編集部まとめ)

年	診療報酬改定	施設基準の届出数 (毎年7月1日現在) (A)	病院数 (毎年10月1日現在) (B)	届出率(%) (A/B)
平成18年	医療安全対策加算〈新設〉	1,080	8,943	12.1
平成19年	〃	1,409	8,862	15.9
平成20年	〃	1,522	8,794	17.3
平成21年	〃	1,602	8,739	18.3
平成22年	医療安全対策加算1〈新設〉 医療安全対策加算2〈新設〉 感染防止対策加算〈新設〉	2,639 注1)	8,670	30.4
平成23年	〃	2,861 注1)	8,650	33.1

注1) 平成22年と平成23年の施設基準の届出数は医療安全対策加算1と2を集計した数字です。感染防止対策加算の届出数は集計されていないため表記していません。

(出典) 施設基準の届出数は各年の中央社会保険医療協議会「主な施設基準の届出状況等」より
病院数は各年の医療施設調査結果より

◎出典

厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会（第233回）」（平成24年11月14日開催）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002nn9e.html>

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取りまとめたものである。
- 現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。
- 届出状況については、地方厚生(支)局において閲覧に供することとしている。

1 初診料関係

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
夜間・早朝等加算	・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所 等	- 38,657	- 40,252	- 40,987
地域医療貢献加算	・診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、対応できる体制にある	-	- 19,556	- 19,924
明細書発行体制加算	・電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っていること ・明細書を患者に無償で交付している 等	-	- 59,661	- 75,810

2 入院料等関係

(1) 入院基本料

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下段:病床数)			
			平成21年	平成22年	平成23年	
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分		5,425 14,989 690,884	5,353 14,773 683,475	5,288 14,583 671,393	
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分		3,560 4,933 212,638	3,589 4,935 213,462	3,550 4,930 214,745	
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から20対1に区分		205 232 7,850	206 224 7,207	175 189 6,060	
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分		1,344 3,289 184,873	1,320 3,178 178,102	1,285 3,085 172,642	
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から10対1に区分	一般病棟	83 1,464 64,883	83 1,400 61,210	83 1,366 59,888	
			結核病棟	13 13 222	12 12 230	9 9 179
				精神病棟	74 79 3,398	72 78 3,282
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	結核病棟	13 13 222		12 12 230	9 9 179
			精神病棟		74 79 3,398	72 78 3,282
				・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	74 79 3,398	72 78 3,282
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から13対1に区分		21 173 7,587	21 166 7,324	23 171 7,581	
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟		757	778	786	
	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟		1,250	1,296	1,303	
	・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて10対1から15対1に区分		57,768	60,132	60,940	
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じて1～3に区分		7,842 － 99,914	7,175 － 92,976	6,898 － 89,668	
	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの		1,193 － 10,094	1,069 － 9,061	984 － 8,507	

(2) 入院基本料等加算

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
総合入院体制加算	・特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	175 —	206 —	234 —
臨床研修病院入院診療加算	・単独型又は管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院 ・診療録管理体制加算の届出を行っている 等	1,411 —	1,483 —	1,496 —
救急医療管理加算・乳幼児 救急医療管理加算	・休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っている	—	4,149 —	4,233 —
超急性期脳卒中加算	・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等	708 —	727 —	732 —
妊産婦緊急搬送入院加算	・緊急の分娩にも対応できる十分な整備 等	1,324 —	1,471 —	1,476 —
診療録管理体制加算	・1名以上の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等	3,082 808,920	3,228 839,376	3,293 842,497
医師事務作業補助体制加算	・急性期医療を担う病院 ・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 等	1,098 307,268	1,605 467,417	1,884 463,018
急性期看護体制補助加算	・急性期医療を担う病院 ・一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上である ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	—	1,648 —	2,100 —
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟又は精神病棟 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等	800 58,359	813 62,202	829 58,447
看護配置加算	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師である 等	—	1,218 —	1,159 —
看護補助加算	・当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である 等	—	3,276 —	3,075 —
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等	2,237 262,706	2,338 277,564	2,439 286,343
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等	2,528 21,291	2,554 24,524	2,572 19,717

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている 機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1～4に区分	1	1,632 101,318	1,657 114,972	1,707 112,080
		2	617 27,730	564 38,029	540 27,987
		3	871 35,597	846 46,743	821 37,340
		4	143 6,304	138 8,048	126 6,465
診療所療養病床療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等に応じて1及び2に区分 等	1	571 4,469	567 4,627	495 3,855
		2	732 5,272	658 5,189	596 4,311
緩和ケア診療加算	・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等		113 63,119	144 93,496	159 96,278
精神科応急入院施設管理加算	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等		268 16,821	295 1,338	302 1,623
精神病棟入院時医学管理加算	・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等		273 46,111	251 43,500	226 29,286
精神科地域移行実施加算	・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等		298 -	333 -	360 -
精神科身体合併症管理加算	・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等		945 -	1,001 -	1,041 -
児童・思春期精神科入院医療管理加算	・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室 ・当該病棟又は治療室に常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) ・看護師の実質配置が10対1以上 等		20 800	20 902	22 820
強度行動障害入院医療管理加算	・強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		-	80 -	102 -
重度アルコール依存症入院医療管理加算	・アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		-	94 -	175 -
摂食障害入院医療管理加算	・摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		-	92 -	99 -
がん診療連携拠点病院加算	・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 等		386 210,604	386 229,076	393 288,349

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
栄養管理実施加算	・常勤の管理栄養士が1名以上配置されている ・患者の入院時に患者ごとの栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士等医療従事者が共同して、入院患者ごとの栄養状態、摂食機能等を考慮した栄養管理計画を作成 等	8,479 1,459,598	8,482 1,529,396	8,462 1,368,086
栄養サポートチーム加算	・栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	—	431 —	708 —
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等	1,602 560,692	2,639 764,733	2,861 785,025
褥瘡患者管理加算	・適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられている ・褥瘡対策を行う適切な設備を有する 等	7,724 1,275,393	7,799 1,331,854	7,685 1,269,913
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等	425 227,009	486 256,568	525 267,411
ハイリスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等	1,780 —	1,952 —	1,973 —
ハイリスク分娩管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 ・常勤の助産師が3名以上配置 ・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等	632 218,166	692 307,892	693 248,273
慢性期病棟等退院調整加算	・病院にあっては退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置 ・診療所にあっては退院調整を担当する専任の者が配置 等	2,895 —	3,306 —	3,180 —
急性期病棟等退院調整加算	・病院にあっては退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置 ・診療所にあっては退院調整を担当する専任の者が配置 等	—	3,647 —	3,566 —
新生児特定集中治療室退院調整加算	・医療機関内に退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置	—	244 —	261 —
救急搬送患者地域連携紹介加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等	—	506 —	544 —
救急搬送患者地域連携受入加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等	—	1,879 —	2,030 —
総合評価加算	・高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 ・高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が1名以上配置 等	1,318 —	1,096 —	1,135 —

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
呼吸ケアチーム加算	・人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	—	179 —	250 —
後発医薬品使用体制加算	・後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている ・使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の品目数が二割以上である 等	—	1,520 —	1,685 —

(3) 特定入院料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
救命救急入院料	・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等 ・特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1～4に区分	211 6,925	208 6,277	295 6,998
特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	616 4,673	624 5,215	647 5,270
ハイケアユニット入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 ・重症度等を満たしている患者8割以上 等	73 798	150 1,355	205 1,891
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	・病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上	74 456	82 528	86 552
新生児特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	194 1,417	209 1,546	218 1,585
総合周産期特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	79	85	95
母体・胎児集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	(病床数) 549	(病床数) 578	(病床数) 617
新生児集中治療室管理料		(病床数) 913	(病床数) 992	(病床数) 1,122
新生児治療回復室入院医療管理料	・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が6対1以上 ・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備 等	—	102 —	123 1,635

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
一類感染症患者入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等		20 131	23 137	24 139
特殊疾患入院医療管理料	・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・看護要員の実質配置が10対1以上 ・病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上以上が看護師) 等		35 653	33 480	33 479
小児入院医療管理料	・特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～5に区分	1	39 3,408	56 4,526	56 4,657
		2	— —	146 5,715	177 7,504
		3	198 8,313	128 4,916	107 4,055
		4	347 8,892	365 9,029	372 9,133
		5	112 —	122 —	137 —
回復期リハビリテーション病棟入院料	・病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・看護職員の実質配置(4割以上が看護師)が15対1以上 ・看護補助者の実質配置が30対1以上 等 ・新規入院患者のうち重症の患者の割合等に応じて1及び2に区分	1	一般病棟 (病棟数) 430 (病床数) 18,671	(病棟数) 480 (病床数) 20,926	(病棟数) 490 (病床数) 21,234
		2	療養病棟 (病棟数) 755 (病床数) 29,232	(病棟数) 696 (病床数) 32,058	(病棟数) 731 (病床数) 33,685
亜急性期入院医療管理料	・看護職員の実質配置が13対1以上 ・いずれかの疾患別リハビリテーション料を届出している ・退院患者のうち、転院した者等を除く割合が6割以上 等 ・一般病床のうち、当該病室の病床数の割合等に応じて1及び2に区分	1	195 (病棟数) 78 (病床数) 3,191	165 (病棟数) 72 (病床数) 2,823	162 (病棟数) 67 (病床数) 2,575
		2	一般病棟 (病棟数) 218 (病床数) 5,238	(病棟数) 102 (病床数) 4,195	(病棟数) 108 (病床数) 4,443
亜急性期入院医療管理料	・看護職員の実質配置が13対1以上 ・いずれかの疾患別リハビリテーション料を届出している ・退院患者のうち、転院した者等を除く割合が6割以上 等 ・一般病床のうち、当該病室の病床数の割合等に応じて1及び2に区分	1	1,084 12,596	1,172 14,236	1,199 15,258
		2	101 2,010	108 2,196	121 2,492

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
特殊疾患病棟入院料	・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上 ・看護職員の2割以上が看護師 等 ・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分	1	110 5,541	110 5,658	117 6,096
		2	79 5,459	80 5,942	76 5,253
緩和ケア病棟入院料	・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・看護師の実質配置が7対1以上 等		207 4,042	221 4,357	231 4,600
精神科救急入院料	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 ・精神科救急医療施設 等		64 3,347	77 3,977	87 5,276
精神科急性期治療病棟入院料	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・精神科救急医療施設 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 ・看護配置等に応じて、1及び2に区分	1	241 11,965	274 13,794	280 13,820
		2	21 1,077	22 1,122	23 1,222
精神科救急・合併症入院料	・救命救急センターを有する病院 ・当該医療機関に精神科医5名以上かつ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等		3 124	6 276	7 283
精神療養病棟入院料	・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等		827 103,025	836 103,437	841 103,644
認知症治療病棟入院料	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の割合が2割以上 等 ・看護配置等に応じて、1及び2に区分	1	404 27,756	433 30,077	448 31,378
		2	46 3,534	33 2,709	22 1,880

3 短期滞在手術基本料

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
短期滞在手術基本料	・麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分	1	95	97	102
			127	137	145
		2	124	125	123
			39	37	37

4 医学管理等

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等		59	64	66
			2	2	2
高度難聴指導管理料	・人工内耳埋込術の施設基準を満たすか、十分な経験を有する常勤医師配置 等		675	685	641
			2,265	2,311	2,399
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等		286	305	289
			270	281	287
糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師配置 等		828	1,021	1,127
			232	283	366
がん性疼痛緩和指導管理料	・緩和ケアを担当する医師(歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、医師又は歯科医師) (緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されている		—	1,700	1,948
				954	1,188
がん患者カウンセリング料	・がん患者に対してカウンセリングを行うにつき十分な体制が整備されている		—	572	691
				16	16
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関		1,225	1,178	1,139
			15,630	15,511	15,304
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	1	98	95	91
			281	249	244
		2	67	75	80
			4	4	4

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
地域連携夜間・休日診療料	・夜間、休日において救急患者を診療できる体制を有している 等	—	105 75	114 83
ニコチン依存症管理料	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等	1,493 7,202	1,784 8,924	2,038 10,955
開放型病院共同指導料(Ⅰ)	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等	815 —	844 —	874 —
地域連携診療計画管理料	・対象疾患は大腿骨頸部骨折及び脳卒中 ・一般病棟の入院患者の平均在院日数が17日以内 等	613 —	724 —	995 —
地域連携診療計画退院時指導料	・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	1,839 267	1,925 721	2,570 3,014
ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)	・産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である ・年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等	251 680	294 683	255 713
がん診療連携計画策定料	・がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院である ・当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成している	—	231 —	418 —
がん治療連携指導料	・がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されている 等	—	766 3,257	1,687 8,564
認知症専門診断管理料	・認知症に関する専門の保険医療機関である ・認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている	—	193 —	225 —
肝炎インターフェロン治療計画料	・肝疾患に関する専門の保険医療機関である ・肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている	—	1,262 570	1,370 542
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 ・臨床工学技士、医師配置等に応じて、1及び2に区分	1	2,207 189	2,354 237
		2	405 7	437 9
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	5,616 15	5,615 23	5,609 22

5 在宅医療

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
在宅時医学総合管理料	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	1,107 18,012	1,180 18,678	1,261 19,129
在宅末期医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っていること ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	49 10,046	291 10,485	362 10,808
在宅血液透析指導管理料	・在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されている	— —	72 32	73 49
在宅患者訪問薬剤管理指導料	・行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局	(薬局数) 38,736	(薬局数) 40,170	(薬局数) 41,194
在宅療養支援診療所	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	11,955	12,411	14,841
在宅療養支援病院	・当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない ・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	11	335	442

6 検査

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
血液細胞核酸増幅同定検査	・院内検査を行っている病院、診療所 ・臨床検査を担当する常勤医師の配置 等		456 2	486 3	511 3
HPV核酸同定検査	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること 等		— —	1,141 2,071	1,258 2,687
検体検査管理加算	・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置に応じて1～4に区分	1	3,387 260	3,170 288	3,013 311
		2	1,791 29	1,984 34	2,026 40
		3	529 1	213 1	139 0
		4	— —	461 0	535 1
遺伝カウンセリング加算	・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 ・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている		81 12	78 14	77 16
心臓カテーテル法による諸検査の 血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		458 2	498 2	508 2

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
埋込型心電図検査	・当該検査を行うにつき十分な体制 等	—	608 14	778 26
胎児心エコー法	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	—	264 24	289 29
人工臓臓	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(医療機関数) 53	(医療機関数) 51	(医療機関数) 46
皮下連続式グルコース測定	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	—	191 3	269 13
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	282 —	293 —	293 —
光トポグラフィー(減算対象外)	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	0 0	7 1	7 2
神経磁気診断	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・当該検査を行うにつき十分な体制 等	28 3	29 4	30 4
神経学的検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,260 905	1,318 981	1,353 1,028
補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	259 276	262 286	262 302
コンタクトレンズ検査料1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等	1,226 5,542	1,233 5,612	1,154 5,731
小児食物アレルギー負荷検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	573 240	637 270	649 311
内服・点滴誘発試験	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	—	372 5	380 6
センチネルリンパ節生検	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	—	611 4	684 5

7 画像診断

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)		
			平成22年	平成22年	平成23年
画像診断管理加算	・放射線科を標榜する医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断について画像情報等の管理等に応じて1及び2に区分	1	861 200	835 220	838 208
		2	(病院数) 984	(病院数) 1,008	(病院数) 1,028
遠隔画像診断	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等 (受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・遠隔画像診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	149 55	187 77	205 85
		受信側	67 -	95 -	92 -
ポジトロン断層撮影 (PET)	・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)		153 41	166 41	168 42
ポジトロン断層・コンピュータ断 層複合撮影(PET-CT)	・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)		159 40	178 42	194 46
CT撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等		4,198 1,392	4,830 1,871	5,077 2,150
MRI撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等		2,040 334	2,347 449	2,285 412
冠動脈CT撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等		590 7	710 8	803 10
外傷全身CT加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等		-	99 -	113 -
心臓MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等		663 1	697 4	762 5

8 注射

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・当該処方を行うにつき必要な医師の配置 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算を行うにつき必要な体制が整備されている 等		-	1,156	1,201
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等 ・専任の常勤医師の有無等に応じて、1及び2に区分	1	1,205	1,302	1,365
			73	74	74
		2	619	648	641
無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設 ・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等		(医療機関数)	(医療機関数)	(医療機関数)
			1,839	1,977	2,101
			(薬局数)	(薬局数)	(薬局数)
			212	216	304

9 リハビリテーション

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
心大血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	351	467	562
			5	8	14
		(Ⅱ)	100	75	62
脳血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分		20	21	25
		I	2,100	2,209	2,289
			59	64	69
		II	1,264	1,436	1,524
			234	265	264
		III	1,985	1,804	1,659
			1,158	1,209	1,271

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
運動器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分	Ⅰ	–	3,750 227	3,867 261
		Ⅱ	4,775 3,420	1,732 3,424	1,445 3,487
		Ⅲ	932 678	833 665	774 734
呼吸器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	2,834 110	2,910 180	3,033 134
		(Ⅱ)	922 169	887 171	793 173
難病患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等		38 46	36 45	30 46
障害児(者)リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等		216 100	223 104	221 113
がん患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等		–	11 –	233 –
集団コミュニケーション療法料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等		1,101 97	1,113 103	1,106 109

10 精神科専門療法

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
精神科作業療法	・精神科医師、作業療法士の配置 ・専用施設の保有 等		1,285 –	1,309 –	1,324 –
精神科ショート・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	大規模なもの	446 106	478 124	499 142
		小規模なもの	320 183	319 206	323 224
精神科デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	大規模なもの	683 194	690 210	716 231
		小規模なもの	435 281	421 278	410 284

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	136	145	140
		98	97	105
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	302	317	321
		116	122	129
重度認知症患者デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	160	164	160
		75	75	76
医療保護入院等診療料	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	1,273	1,300	1,315
		0	0	0

11 処置

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等	甲状腺	369	403	356
			-	-	71
		副甲状腺	344	375	331
透析液水質確保加算	・専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置 ・十分な体制が整備されている 等		-	3,227	1,801
			-	-	1,670
一酸化窒素吸入療法	・当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されている		-	204	233
			-	-	0

12 手術

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成21年	平成22年	平成23年
悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	131	140
内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎間板摘出(切除)術(後方切除術に限る)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	120	156	175
内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術に限る)、内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	7	8

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成21年	平成22年	平成23年
頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	49	60	61
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	522	527	528
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	755	782	806
人工内耳埋込術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	103	103	113
上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	29	38	42
乳がんセンチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	708	805
同種死体肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	7	7	7
生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	5	6	6
経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	334	356	372
経皮的中心隔心筋焼灼術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	326	345	353
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	2,977	2,931	(病院) 2,613 (診療所) 267
両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	295	308	321
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	345	361	377
両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	292	332	362

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成21年	平成22年	平成23年
大動脈バルーンパンピング法 (IABP法)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	1,632	1,639	(病院) 1,591 (診療所) 50
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	149	148	145
埋込型補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	5	5	10
同種心移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	6	9
同種心肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	3	3	3
経皮的大動脈遮断術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	330	357
ダメージコントロール手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	372	402
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	434	438	441
腹腔鏡下肝切除術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	68	101
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	70	103	72
同種死体肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	13	13	21
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	12	15	16
腹腔鏡下小切開副腎摘出術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	51	58	65
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	886	897	893
腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	57	61	69

	施設基準の概要		届出医療機関数		
			平成21年	平成22年	平成23年
同種死体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		128	130	130
生体腎移植術			154	159	161
膀胱水圧拡張術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		－	249	303
焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		5	8	8
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		48	69	83
腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		63	65	83
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	・必要な体制及び医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等		5,034	5,271	(病院) 4,024 (診療所) 1,337
輸血管理料	・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血製剤の適正使用 等	(Ⅰ)	309	336	(病院) 351 (診療所) 1
	・医師及び従事者の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅱ)	850	889	(病院) 901 (診療所) 16

13 麻酔

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
麻酔管理料	・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること 等 ・麻酔科標榜医の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	2,844	2,854	2,330
			－	－	501
		(Ⅱ)	－	316	334
			－	－	0

14 放射線治療

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	457 －	466 －	475 8
外来放射線治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等	433 －	453 －	463 8
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	589 －	616 －	634 7
強度変調放射線治療(IMRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	63 －	90 －	121 5
画像誘導放射線治療(IGRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	－	179 －	221 7
直線加速器による定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	230 －	305 －	298 8

15 テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製料

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成21年	平成22年	平成23年
術中迅速病理組織標本作製	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	75 1	89 1	74 1
		受信側	34 －	40 －	34 －
術中迅速細胞診	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	－	23 0	26 0
		受信側	－	19 －	20 －

16 歯科

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成21年	平成22年	平成23年
地域歯科診療支援病院歯科初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等	342	390	412
歯科外来診療環境体制加算	・歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	4,373	4,770	5,040
障害者歯科医療連携加算	・障害者である患者にとって安心して安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有している ・医科診療を担当する他の保険医療機関(病院に限る。)との連携体制が整備されている 等	－	447	396
臨床研修病院入院診療加算	・単独型若しくは管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院 ・研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認する体制 ・臨床研修を行うにつき十分な体制の整備 等	90	84	112
地域歯科診療支援病院入院加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っていること ・地域において歯科診療を担う別の保険医療機関との連携体制が確保されていること	152	175	175
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	84	136	76
歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること ・歯科衛生士又は看護師の配置 等	10,395	10,789	10,082
在宅患者歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること 等	－	1,748	1,791
在宅療養支援歯科診療所	・高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	3,744	3,996	4,015
地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等	8,453	8,198	8,066
う蝕歯無痛の高洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	1,615	1,824	2,038
手術時歯根面レーザー応用加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	－	784	943
歯科技工加算	・常勤の歯科技工士を配置している ・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している 等	－	7,178	6,884
歯科点数表第2章第9部の通則4に掲げる手術	・必要な体制の整備及び歯科医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	173	175	202

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成21年	平成22年	平成23年
歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置	5,422	5,933	5,811
クラウン・ブリッジ維持管理料	・クラウン・ブリッジの維持管理を行うにあたって、必要な体制が整備されていること	67,854	69,222	69,288
歯科矯正診断料	・歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務していること ・十分な専用施設 等	996	1,228	1,262
顎口腔機能診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	790	833	799

17 調剤

	施設基準の概要		届出薬局数		
			平成21年	平成22年	平成23年
基準調剤加算	・患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている ・患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供している ・開局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されている 等 ・医薬品備蓄数、処方せん受付回数等に応じて1及び2に区分	1	19,600	20,953	21,858
		2	4,984	5,781	6,137
後発医薬品調剤体制加算	・使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合に応じて1～3に区分 ・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見えやすい場所に掲示 等		37,520	23,864	27,942

18 その他

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成21年	平成22年	平成23年
入院時食事療養(Ⅰ)	・管理栄養士又は栄養士により行われている ・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	8,336 1,772	8,254 1,653	8,258 1,640

〈メディカル ドゥ編集部/平野泰弘〉